

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表
(Io方式の絶縁監視装置)

条 件	判定
(1) 変圧器の2次側において低圧回路のB種接地工事接地線を介して電路と大地間に流れる漏れ電流(Io)の変化を的確に検知するものであること。この場合において検知する箇所は原則として変圧器のバンク毎とする。なお、装置の対象電路は、絶縁不良が無い定常状態においてのIoが十分小さいこと。 電灯 mA 、動力 mA 、電灯・動力 mA	適 ・ 否
(2) 漏れ電流が50mA以上に達した時、警報を発するものであること。	適 ・ 否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適 ・ 否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。	適 ・ 否
300kVA以下の場合は、次のア及びイの条件でも可とする。 ア. 連絡する責任者が常駐する場所に(2)の警報を自動的に通報する装置を有していること。 イ. 連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約の相手方に通報できる手段を有していること。	適 ・ 否
(5) Io方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方の対応は、次により行うこと。 ア. 警報が出たときは、電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。 イ. (4)のイ. の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の委託契約の相手方の対応は、(5)ア. に準じて行うものとする。	適 ・ 否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。 年 回	適 ・ 否

※測定値が条件を満たさない場合は毎月点検とする。

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表

(Igr方式の絶縁監視装置)

条 件	判定
(1) 商用周波数と異なる周波数の交流電圧を低圧電路のB種接地工事の接地線を介して加え、電路と大地間に流れる漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分(Igr)のみを分離して計測する等、低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分の変化を的確に検知するものであること。 電灯 mA 、動力 mA 、電灯・動力 mA	適 ・ 否
(2) 対地絶縁抵抗に起因する電流成分が50mA以上に達した時、警報を発するものであること。	適 ・ 否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適 ・ 否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。	適 ・ 否
300kVA以下の場合は、次のア及びイの条件でも可とする。 ア. 連絡する責任者が常駐する場所に(2)の警報を自動適に通報する装置を有していること。 イ. 連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約の相手方に通報できる手段を有していること。	適 ・ 否
(5) Igr方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方の対応は、次により行うこと。 ア. 警報が出たときは電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめると共に、必要に応じ速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。 イ. (4)のイ. の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の委託契約の相手方の対応は、(5)ア. に準じて行うものとする。	適 ・ 否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。 年 回	適 ・ 否

※測定値が条件を満たさない場合は毎月点検とする。